

## 慶応三年十月の討幕派と討幕密勅

井 上 勲

慶応三年十月の討幕派と討幕密勅

慶応三年十月八日、小松帯刀・西郷隆盛・大久保利通の薩摩藩討幕派の指導者は、中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之の討幕派同調廷臣にむけて、討幕の宣旨の降下を奏請した。薩摩藩討幕派はここで、嘉永六年癸丑以来の幕府の「失体」を列挙し、「東西に奔走し王事に鞠躬」した「憂国の諸藩」の政治運動が幕府の「邪曲放肆縦横之政令」のまえに、ことごとく水泡に帰したことを語る。「抑も征夷將軍の職任たるや、誠心を披き公道を布き、撥乱濟世の恥を被尽候て社、当然の事に候処、反て列藩の公議を退け、蔽非遂邪の御趣意増長相成候」<sup>3</sup>四侯会議解体後の徳川慶喜政権の状態は、「益す、禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにし、外患内憂一

層の大事に相及び殷鑑不遠、……：皇国浮沈の機燦然たる上は寸毫も余論を容るゝの地無之候<sup>4</sup>」かかる判断のもと、「王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し奸兇を帰攘して国家長久の基を開」<sup>5</sup>くべき武力討幕の許可を朝廷に要請したのである。討幕派四廷臣は薩長討幕派の要請に応えた。中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之は、薩摩藩主父子島津久光・忠義および長州藩主父子毛利敬親・定広にむけて、將軍徳川慶喜および京都守護職松平容保・京都所司代松平定敬を追討すべきの密勅を手渡したのである。問題は、このいわゆる討幕密勅が、慶応三年十月の具体的政治状況のなかで、薩長討幕派にとってまた討幕派廷臣にとって、いかなる意味をもったか、より設問風にいえば、何故に薩長討幕派は、大政奉還の行われる直前に、書式からみて正式とはいえない討幕密勅を必要としたかにある。

こうした設問には、次のような回答が用意されることが多い。すなわち、大政奉還が先行すれば、武力討幕派は武力拳兵の契機を失い、ひいては武力討幕派の勢力凋落をまねきかねない。だが武力討幕派には、大政奉還を中止せざる方法もなく、また、武力拳兵を断行しうる準備もない。そうしたなかでなお武力討幕派が討幕運動を推進しようとすれば、大政奉還を無意味とする「名分」を得なければならなかった。大政奉還直前に降下をみた討幕密勅こそ、その「名分」であるというのが、その回答の要領である。

討幕密勅降下が「名分」取得行為であることがたしかだとしても、この解釈に問題なしとしない。政治的リズムに長け、したがって名分論的硬直性から自由であった討幕派が、一片の密勅をもって大政奉還に対抗すると考えたかどうか。かりに、武力討幕行動を正当化する名分として討幕密勅降下が工作されたのだとしても、薩長討幕派がこの密勅を、公式的かつ表面的に使用しなかったのは何故か、という問題である。だがいづれにせよ、慶応三年十月の薩長討幕派は討幕の密勅を要した。偽勅とみられかねない異様の勅書であるにもかかわらず危険きわまる行動を冒してなを討幕の密勅を要請したのである。

1. 慶応三年十月八日付、討幕の宣旨降下奏請の趣意書『大久保利通文書』二巻十七頁。
2. 同右、十三頁。
3. 同右、十六頁。
4. 同右、十六―十七頁。
5. 同右。

## 二

慶応の初年にその萌芽をみることができ、慶応二年の薩長同盟に誕生した薩長討幕派は、その誕生当初から武力討幕を意図していたのではなかった。「双方誠心を以相和し、皇国之御為に碎身尽力仕候事は不及申、いづれ之道にしても、今日より双方皇国之御為、皇威相輝き御回復に立至り候を目途に誠心を尽し、訖度、尽力可仕との事」<sup>(1)</sup>との約定文をもつ薩長同盟も、決して一義的に、武力討幕を意味しているわけではない。「橋会桑等も如只今次第に而、勿体なくも朝廷を擁し奉り、正義を抗み周旋之道を相遮り候ときは、終に及決戦候外無之」<sup>(2)</sup>との決意を揚言しつつも、薩長同盟はあくまで、第二次長州征伐戦への抗戦と、長州藩の復権とを目的とする攻守同盟だったのである。

薩長討幕派は、「共和政治」もしくは「共和之大策」

の創出をもって国家統合を達成しようとした。ここで「共和政治」と形容される統治ヴィジョンの内容は、「天下の政權は天朝へ奉帰、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に朝廷を輔佐し、天下の公議を以所置を立、外国の定約におひても、朝廷の御処置に相成候て、万国普通の定約を以御扱相成候」と語られるそれ、単純化していえば、大政奉還を先行条件としての諸侯会議体制である。薩摩藩討幕派はまず、第二次長州征伐終了期の將軍不在状況に「共和政治」創出の契機をみようとした。十四代將軍徳川家茂は大坂城中に死去し、次期將軍と目されていた徳川慶喜は宗家相続を承諾したものの、將軍宣下は固辞して受けない。朝廷は鍋島素正・島津久光・山内豊信・伊達宗城等の有志大名を含めての二四の雄藩主にむけて上洛令を下している。かかる事実上の大政奉還状況に、薩摩藩討幕派が「共和政治」創出の可能性を期待したとしても決して不思議ではあるまい。だが薩摩藩討幕派の期待は、徳川慶喜のなしくずしの將軍宣下によって水泡に帰すことになった。

ついで薩摩藩討幕派は、松平慶永・山内豊信・伊達宗城・島津久光よりなる四侯会議を画策し、ここに「共和政治」創出の契機をみようとした。西郷隆盛と大久保利通とは、島津久光の手を通して、大政奉還・諸侯会議開催を徳川慶喜に勧告しようと思欲したわけである。だが四侯会議は、

廷臣人事とそして兵庫開港問題と長州処分問題を争点とする、徳川慶喜と四侯との対立のなかに流潰してしまつた。そうした状況のなかに漸く武力討幕計画を模索しつゝあつた討幕派は、大政奉還運動に接したのである。

薩摩藩討幕派は後藤象二郎の要請に依えて、大政奉還運動に賛意を示し、薩土同盟を結んだ。だがそのことは決して、薩摩藩討幕派の大政奉還運動への全面同調を意味しない。「其策（大政奉還）を持出候ても、幕府に採用無之は必然」<sup>①</sup> 数度の失敗を体験している薩摩藩討幕派からすれば、大政奉還の失敗はいわば当然であつた。というより薩摩藩討幕派は大政奉還運動の失敗を期待した。大政奉還運動は失敗することをつうじて、「右を塩に幕と手切る」<sup>②</sup> 状況打開の機会を提供し、かつ、土佐藩の武力討幕への同調を促進せざるからである。「此上は、兵力を以て模様を付替候は、又々手段も可有之歟」<sup>③</sup> 薩長討幕派は武力討幕への決意をかえはしなかつた。大政奉還運動は九月以来、土佐藩の公式的運動として中央政局に再登場してくる。だが、薩長討幕派にとつての状況は微妙に変容していった。大政奉還運動があくまで非武力方式を取ろうとしたこともさることながら、「此度、建白差出に相成候は、幕府より先きへ手を出し候の勢」<sup>④</sup> の出現、大政奉還の成功の可能性が高まつたこ

とからくる状況の変容である。もはや、大政奉還の失敗は期待できない。だが、「建言の不被行を以て決策と申訳に無之、全体、従来の罪跡顕然、不可救次第は天下衆人所知、今般、列藩之公議御採用無之に付ては、正否之御心術所分に有之、既に戊午以来、有志之諸藩力を尽し、今日に至り人事も至り尽し、此上、傍觀座視する時は、他日一層之害を増し候節、如何してか可奉救や、実に皇國之倒るゝを見に不忍、赤心より不得止決策之趣に出候」薩長討幕派は、大政奉還運動に先行しての武力討幕計画を作成しなければならなかつたわけである。

討幕計画は二つの計画の複合からなつていた。その第一は、討幕戦にむけての兵力結集と京坂地方への投入計画であり、次に拳兵討幕を正当化するための朝廷工作である。

「薩一手にて建策通、可及一挙」とは薩摩藩討幕派の決意の表明であるが、もとより討幕拳兵への参加兵力が多いにしくはない。薩摩藩討幕派はそれを長州藩に期待した。

しかもそれを可能にする事情があつた。幕府は長年の懸案問題である長州処分問題解決のために、長州藩代表者の上坂を命じ、長州藩はそれに応じる形で相当数の兵力をいわば合法的に上坂させることができたからである。九月十九日、薩長両藩および安芸藩を加えた武力討幕計画の大綱は成つた。計画によれば、九月中の何時かに「玉」を奪うた

めの宮中クーデタと大坂城攻撃が行われるはずであつた。

宮中クーデタ計画は、常に、討幕計画の一環をなしている。その状況抱束力が低下しつゝあつたとはいへ、天皇シンボルはいまだ一定の有効性をもっており、状況の少数派でしかない薩長討幕派は天皇たる「玉」を手中にし、天皇シンボルを有効に操作しなければならなかつたからである。文久三年八月十八日のクーデタと禁門の変の失敗を体験しているだけに長州藩は、「玉」を手中にすることに深い関心を示した。「禁闕奉護之處、実に大事の事にて、玉を被奪候ては、実に無致方事と甚御思召候、返す返すも手扱は無之筈ながら、別て入念候様御頼被成候」と、木戸孝允は大久保に要請したのである。

だが、この段階での宮中クーデタ計画は、必ずしも詳らかではない。たとえば西郷隆盛が「同志之堂上方へも当日に至り御内通仕候合に御座候。……弊藩に於て討幕は不仕事を学候己後、時宜に寄り、討將軍の論旨は可被差出歟、是は御同志之堂上方より粗御内意探索仕候儀も有之候」と語り、あるいは討幕戦略論が「○(天皇の意)の義は、山崎路より西之宮へ脱、詰り芸までの事。」としてゐる如く、宮中クーデターは王朝的名分の源泉たる「玉」の奪取のみを、さしあたり目的としていたのかもしれない。

だがいづれにせよ、ここでの武力討幕計画は流産した。

薩摩藩兵の出兵が大幅に遅れたからである。薩長討幕派はこの挙兵計画に固執することはできなかった。「三藩合従の説、既に天下に流布し、幕も防禦の手段十分相調候に相違無之に付、最初の意表に出で、一挙奪玉の時機は既に後れ候哉に相見候間、孰れ兵力を以て抗する外手段無之候半哉<sup>13</sup>」。大政奉還に先行しての、状況の混乱にまぎれての挙兵計画はともかくも流産したわけである。

しかも大政奉還の成功はもはや時間の問題に属しており、挙兵の言辭を以ってはもはや、大政奉還の展開を阻止することはできない。武力討幕派は改めて、大政奉還を前提条件とした上での武力討幕計画を作成することになるわけである。「土佐建白之儀、差出させ可然及勘考候<sup>14</sup>」と大久保利通が判断したのが九月二十七日、その「勘考」の内容が、薩長討幕派の新たな行動方針であったことは間違ひなく、討幕密勅降下奉請がそのなかに含まれていたこともまた間違ひあるまい。

1. 慶応二年一月二三日付、坂本竜馬宛木戸孝充書翰『木戸孝充文書』二卷、一三八頁。
2. 同右。
3. 慶応三年五月十二日(カ)付、島津久光宛西郷隆盛・大久保

利通建白書『大西郷全集』一巻、八三六頁。

4. 「柏村教馬日記」慶応三年八月一四日条、『防長回天史』九巻、三五〇頁。
5. 同右。
6. 同右、三四七頁。
7. 「寺村左膳手記」慶応三年九月二三日条、『維新日乗纂輯』三巻、四八四頁。
8. 『大久保利通日記』慶応三年九月十八日、一巻、三九三頁。
9. 「柏村教馬日記」慶応三年九月十八日条、『防長回天史』九巻、三六〇頁。
10. 『大久保利通日記』慶応三年九月十八日条、一巻、三九五頁。
11. 「柏村教馬日記」慶応三年八月十四日条、『防長回天史』九巻、三四九―五〇頁。
12. 慶応三年十一月一日、薩長合議書 同右、五二三頁。
13. 慶応三年十月二日付、長州藩政府「議案」『防長回天史』九巻、四四四頁。
14. 『大久保利通日記』慶応三年九月二十七日条、一巻四〇七頁。

明治維新が半ば回想の文脈で語られようになつた明治二四年、正親町三条実愛は岡谷繁実の質問に応えて、討幕密勅降下の事情を語っている。密勅降下の工作は主として岩倉具視があたり、中御門経之・正親町三条実愛が援助、中山忠能は名ばかりの参与であつたこと、密勅の文章は玉松操の筆になつたこと、密勅の考案・作成・降下は全く秘密裡に行なわれたこと、等々を語つたあとに付言して、「(大久保利通等)……勅書を賜はらては方向の決し様なきと言ふ申出故、賜はりたる事なり、右の勅書にて薩長二藩とも方向は決したるなり。」と応えている。大久保利通が「勅書を賜はらては方向の決し様なき」云々と語つた内容は何か。ここでいう「方向」の内容こそ、薩長討幕派が危険を冒してまで討幕の密勅の降下をあおがなければならなかつた理由であつた。

もとより討幕の密勅が、討幕派の武力討幕行動をいわば外に向けて正当化する名分として用いられる可能性が全くなかつたわけではない。たとえば「一步退き、備前へ地歩を占め、順逆を論じ、備前以西合従之策」との「中国諸藩合従」の討幕戦略さえ失敗し、薩長討幕派が壊滅状況に陥つたならば、討幕派が密勅をもつて自己の行動を正当化する

場合もありえないわけではない。だが、このことは事実においてなかつたし、また、その可能性は必ずしも多くはなかつた。密勅要請の必要性は、専ら内にあつたのである。

まず、薩長討幕派の挙兵討幕への決断を、いわば内部的に確信化させる役割への期待があつた。とりわけ第二次長州征伐戦以来、幕府の權威と権力の低下は覆うべくもなく、討幕派の目からみれば幕府の「失体」「驕傲暴戾」も徳川慶喜の「譎詐權謀」もまた覆うべくもない。とはいいながら、武力討幕に踏み切るには、状況への合理的判断を超えたいわば非合理的決断を要するのである。討幕派はそれを、まず、大政奉還運動に期待した。大政奉還運動は失敗することを通じて、討幕派の内面においてもまた「右を塩に幕と手切る」契機を提供すると予測されたからである。だが慶応三年十月初旬の現在、幕府が大政奉還を行うであろうことは、もはや時間の問題であつた。討幕派が、かつては大政奉還運動の失敗にかけた同じ期待を、討幕密勅の降下に求めたとしても、決して不思議ではあるまい。

次に討幕派廷臣の動搖の防止への期待があつた。密勅降下に参画した、中山・正親町三条・中御門および岩倉の四廷臣は、たしかに、朝廷内討幕派を構成している。

だが同じく「天下泰平、万民鼓腹、王化可覃海」<sup>5</sup>との「王政復古」創出を意欲したとはいいながら、そのことは必ずしも、薩長討幕派への全面同調を意味するわけではない。薩長討幕派とは異なる政治的場にある廷臣であつてみれば、行動のすべてを挙兵討幕にかける必要はなく、また自ずと別の政治行動がありうるからである。事実、一旦は討幕密勅を画策した討幕派廷臣は、大政奉還に「徳川氏之悔悟」<sup>6</sup>をみ、挙兵討幕計画の中止を、薩長討幕派に命じたのであつた。討幕派廷臣からすれば自律的な行為であるには違ひないにせよ、薩長討幕派からすれば、かかる討幕派廷臣の行動変化は決して望ましくはない。討幕密勅降下は、討幕派廷臣の行動変容の幅を狭めうる。討幕密勅降下が、全くの秘密裡に行なわれただけに、そこには四廷臣と薩長討幕派とのいわば共同謀議が成り立ち、その共同性は討幕派廷臣の行動を拘束しうるからである。密勅の内容が内容であるだけに、また「勅書を渡す節は、実に心配せり、中御門とも、此事漏洩せは、頭を切らるへしと云て咄し居りし事なり」<sup>7</sup>との恐怖を伴つていればよけいに、廷臣への拘束力は強化されるわけである。廷臣への拘束力という限りにおいては、共同謀議の意識が存在すればよく、密勅の形式が異常であらうとも、密勅中止が命じられようとも、少しも構うことはなかつた。

最後に、そして最も重要な期待は、薩長両藩内における討幕派の指導力の確保、及び、全藩を武力討幕へ水路づける役割にあつた。

薩長討幕派の藩内における指導力は、たしかに高い。形式的にはあくまで、小松帯刀・西郷隆盛と木戸孝充との個人的提携でしかない薩長同盟六ヶ条を美事に実施させたことといい、第二次長州征伐戦を乱れなく指導しきつたことといい、四侯会議を実現させたことといい、みな討幕派の指導力の高さを拳証して余すところはない。だが武力討幕という危険きわまる行動に踏みきるにあつて、討幕派の指導力がそれに耐えうるかどうか、問題の一斑はここにある。

「長州京都を退逐せられ、一藩孤立する己に五年、此間困難に処し内外鋒刃に斃れ、或は姦夫の手に死し、道極て自尽するものあり其類指を屈する違あらず、我公（毛利敬親）固より前後一の如く毫も違ふ無しと雖も、今日四境の敵を一掃し、一藩の人々自ら務て拠守を欲し進戦を好まず、藩論甚難きもの有り」<sup>8</sup>とは木戸孝充の回想である。幕長交戦を含めて、幕府との間にもっとも鋭角的な対立と抗争をつづけてきた長州藩にしてなお、武力討幕への決断をまえに躊躇と逡巡を重ねるばかりか、か

えって挙兵を厭う空気があったとすれば、薩摩藩の藩内状況は推して知るべきであろう。防長二ヶ国に屈抑を余儀なくされている長州藩とは異り、並びない第一の雄藩として中央政局に巨大な勢力を扶植している薩摩藩に、武力討幕方針、したがって討幕派の藩政指導に反対する勢力があったとしても決して不思議ではあるまい。たとえば道島某は関山紉の諫争の模様を、その日記にこう記している。「仮令、何様の訳に而、長州へ義理立被成候共、忠久公以来七十余年の目出度国家（薩摩藩）とは相替られまじく、何様の思召に而候や、もし此事不宜との思召に候はば、御手討にも可被成旨、極諫被致候処、此道理には一言も無之、終に正論の方に相片候よし。」と。そして事実、薩藩主父子は次のような布告をもって、藩内の動揺を慰撫せざるをえない状況が存在したのである。すなわち「我等趣意、勿体なくも、於京師、無名之干戈を以、討幕之挙動相催候儀と心得違、議論区々末々に至ては有之哉に候。甚以意外千万之至候。今度、又々出兵相達候者、長州末家之者、浪華迄御召呼被仰出候付、如何様変動相生し候も難計候間、禁闕為御警衛、右式に相及候次第に候。」その限りでは「今般、薩藩之形勢動揺も有之哉」との長州藩の「洞察」も、あながち誤りではなかったのである。しかも大政奉還運動は時代状況の主流をなしつつある。討幕派への反対派が、

大政事還運動に同調する行為をつうじて、討幕派に対抗し、その指導性を剝奪しようとしたことも、また自然であった。大政奉還後の京都中央政局で薩摩藩を代表し、後藤象二郎・福岡孝悌・辻将曹ら土佐藩・安芸藩大政奉還派に同調して大政奉還運動を担わんとしたのは、先の関山紉であった。

かかる藩内状況をかかえたまま、討幕戦争に突入することは危険きわまりない。状況のいかんによれば、薩長討幕派は藩から浮きあがたまま、孤立した討幕挙兵を強いられるといった事態さえなしなかったからである。討幕派は、藩を、急ぎ武力討幕に方向づけなければならなかった。そのためには藩主を説得するにしくはなく、藩主を説得するに朝廷の「名分」が使用されたとしても決して不思議ではない。この場合の「名分」が討幕の密勅であったろうことは、充分に予測しうるのである。事実、討幕の密勅を手にし、「君公御父子様の思召も相窺ひ、其筋を以て、何分、可致示談」<sup>12</sup>く、小松帯刀・西郷隆盛・大久保利通が帰国して幾許もなく、島津忠義は兵を率いて上洛の途についた。その途次、長州藩港である三田尻に寄った島津忠義の「兼て定置候通り、勅諭を奉載し」<sup>13</sup>云々の文章が、討幕密勅を頭においての文章であることは、想像に難くあるまい。



討幕密勅は、外にむけて公表さるべき性格の勅諭ではなくして、いわば対内消費用の勅諭であった。討幕派と討幕派廷臣と薩長両藩主の三者を、いわば罪を共有することを通じて武力討幕に決断させることが、討幕密勅に期待された役割であった。その限りでは、討幕密勅は異様の書式の勅書でもよく、時としては異様の書式である方がよく、またその存在は秘密のなかに埋没されるべきだったのである。

1. 「維新内外事情質問録、侯爵嵯峨実愛談話筆記」『大久保利通文書』二巻、三一頁。
2. 慶応三年十月二日付、長州藩政府「議案」『防長回天史』九巻、四四四頁。
3. 慶応二年十月、近衛忠房宛大久保利通書翰『大久保利通文書』一巻、四二六頁。
4. 慶応三年五月十二日(カ)付 島津久光宛西郷隆盛・大久保利通建白書『大西郷全集』一巻、八三六頁。
5. 『嵯峨実愛日記』慶応三年十月十五日条 二巻、一七〇頁。
6. 「中山忠能手記」慶応三年十月十四日条、『大日本維新史料稿本』所収。

7. 「維新内外事情質問録、侯爵嵯峨実愛談話筆記」『大久保利通文書』二巻、三〇頁。

8. 「木戸孝允自叙」『松菊木戸公伝』上巻、八一五頁。

9. 「道島某日記」慶応三年八月六日条、『大久保利通伝』中巻、二〇六頁。

10. 慶応三年九月二八日付、島津久光・忠義布告、「忠義公史料」『維新史』四巻、七〇〇頁。

11. 慶応三年十月六日付、毛利敬親宛山田十之丞・片野十郎建白書『防長回天史』九巻、四五六頁。

12. 慶応三年十月十日付、長州藩庁宛沢真臣書翰同右、九巻、四六四頁。

13. 慶応三年十月十八日付、島津忠義親書同右、九巻、四八九頁。

#### 四

大政奉還の儀式が中央政局にもたらしたものは、以前にもましての政局の混迷であった。

「大政」を奉還した後の幕府は、名目的ではあれ中央政局としての行動はとれず、朝廷は「大政」担当の意欲と能力を欠き、上洛令を受けたる諸侯のほとんどはただ観望

し、状況は混迷のなかに停滞してしまった。薩長討幕派はかかる状況のなかで、新たな討幕行動に着手するわけである。

「孰れの道、当月中には屹度、三藩手筈を合し、断然策無之では、決て王政復古の御実行は相挙り申間敷奉存候<sup>1</sup>」ことわりながら広沢真臣の判断によれば、「当度延期は還て大幸、是にて後謀も別て相締り可申奉存候<sup>2</sup>」広沢のいう「大幸」の判断の根拠が、討幕密勅降下に關係していることは、想像に難くない。討幕密勅は、討幕派延臣と薩長両藩の行動を拘束し、そのなかで薩長討幕派の指導力はより強化される、「是にて後謀も別て相締り可申」というわけである。もとより、討幕戦略それ自体が巨大な変化を蒙ったわけではない。それほど多様な討幕戦略がありうるわけではないからである。しかしながら、九月段階の「彼の意表に出て一挙奪玉」といった討幕戦略より端的には「素より勝敗は予期すべからず、弊國（薩摩藩）斃候時は、又跡を継候藩も可有之と、夫を見詰に一挙動仕候心得に御座候<sup>3</sup>。」といった遮二無二なる挙兵討幕戦略にはない状況対応の柔軟性が、新たな討幕戦略には加えられることになった。討幕派の指導力の強化は、討幕派の状況対応面で自己裁量範囲の拡大としたがって予測能力の拡大をもたらし、そのことは討幕

戦略により、多くの柔軟性を加えることになるからである。

薩長討幕派は、「此一挙破候儀に候はゞ、芸より始め合従の意を以て、追々手を付、順逆を説得し、中国諸藩合従之御手段に相成候ては如何<sup>4</sup>」とか「上國之形勢により、備後備中之諸藩又は雲州等、大義を以て御同様に説諭し、違反の節は兵馬之覚悟御同前と奉存候事<sup>5</sup>」とかのありうべき好ましからざる方針としての中国諸藩連合論を構想しつつ、討幕計画を推進した。大政奉還後の一種の権力真空は、薩長討幕派の武力上洛と宮中クーデターの実現とを容易にした。十二月八日、長州藩の全面復権が承認され、ついで翌九日、王政復古のクーデター、ここに「奪玉」計画は成功したわけである。だが徳川氏は依然とし巨大な勢力をもちつつづけており、公議政体派とよばれる大政奉還運動の担い手とその同調勢力は、徳川慶喜の新政府参加を運動しつつける。薩長討幕派は、薩藩主島津忠義の支持をとりつけ、討幕派延臣の動搖を抑えつゝ、徳川慶喜に辞官・納地を要求し、政治的緊張の高まる明治元年一月三日、鳥羽・伏見に徳川軍との戦斗を開始した。こえて七日、徳川慶喜追討令が下った。討幕密勅のいわば公式形態たる慶喜追討令が布達されたのである。このことに同時に、討幕密勅の歴史的使命が了

ったことを意味した。討幕密勅は、密勅との言葉で形容されるに相応しく、幕末・維新の政局の表面に表われることなく、歴史史料に繰入れられることになったわけである。

1. 慶応三年十月十日付 長州藩庁宛広沢真臣書翰  
『防長回天史』 九卷 四六四頁。
2. 同 右。
3. 「柏村数馬日記」 慶応三年八月十四日条 同右  
三四八頁。
4. 慶応三年十月三日付、長州藩政府「議案」 同右、  
四四六頁。
5. 慶応三年十一月一日付、長州安芸両藩協商事項 同  
右、 四八〇頁。